

2020年10月29日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働省保険局医療課 課長 井内 努 様

新潟県保険医会
会長 井上 正則

「医療機関等における請求業務の効率化・合理化」に逆行する 診療報酬明細書の不要な「摘要」欄記載の削除を求める要望書

国民の医療確保に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年4月の診療報酬改定に伴い、「診療報酬等の記載要領等」において「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」が別表にまとめられ、そのいくつかは電算処理システム用コードが付番され、当該コードを選択して必要事項を入力することになりました。同年2月7日の中医協総会では、この改定の趣旨として「医療機関等における業務の効率化・合理化の観点から」「診療報酬明細書について、『診療報酬請求書等の記載要領等について』等を改正し、添付資料の見直しや算定理由等の摘要欄への記載事項を選択肢とする等の対応を行う」と明記していました。

しかし、本年4月の「診療報酬請求書等の記載要領等」の改定では、「摘要」欄への記載事項が飛躍的に増加し、新たに設けられたコード数は1,700余りに上っています。しかも、算定部位や算定日など不必要と思える記載や同じ内容を重複して入力を求める項目も多く、この膨大なシステム用コードの付番とコード選択による請求の義務化は、医療機関に多大な負担を強いています。これは2018年改定で掲げた「請求事務の効率化・合理化」の趣旨を覆す暴挙です。

当会は7月27日付で、会員医療機関に影響の多い事項について実例を挙げて記載要領の是正を求める要望書を貴省に提出いたしましたが、なんの改善もないまま新コードの選択が義務化となる10月診療分のレセプト提出時期を迎えました。さらに、支払基金から県内全医療機関に対し、該当するコードが選択されていない電子レセプトは「記載不備」により原則「返戻」との文書が送付され、混乱に拍車をかけています。各医療機関は新型コロナウイルス感染拡大により、院内感染対策や診療報酬の臨時的取り扱いへの対応に追われ、疲弊と混乱を極め、経営も圧迫されています。その上、レセプトの大量返戻で請求が月遅れになれば、危機的状況に立たされた医療機関を更に追い詰めることにもなります。

今一度、2018年の診療報酬改定の趣旨に立ち返り、医療機関に混乱と負担を強いるレセプト記載要領を是正し、真に「医療機関の請求事務の効率化・合理化」に寄与する記載要領を目指すべきであり、下記の事項を強く要望します。

記

- 1、次期診療報酬改定までの間は、新たなレセプト電算処理システム用コードでの入力義務化を凍結すること。

- 1、次期診療報酬改定においては、記載要領通知における「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」の膨大な項目の整理を行い、医療機関等における請求業務の「効率化・合理化」に逆行する不要なレセプト記載義務を撤廃すること。

- 1、実際の審査においては、「他の情報で請求の是非が確認できる場合」や「フリーテキスト入力が必要事項が簡便に示されている場合」等、審査上支障が生じない事例については、コード選択が漏れていても返戻不要である旨を審査支払機関に早急に通知すること。

以上